

平成 28 年度税制改正大綱のまとめ（自民党・公明党大綱）

増税  減税 

1、個人所得課税（所得税）

◆空き家に係る譲渡所得の特別控除の創設

- ・ 相続により取得した一定の家屋を売却した場合に居住用財産の譲渡所得の 3,000 万円の特別控除を行う。
- ・ 上記は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築され、相続後に賃貸などをせずに空き家だった物件で、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 までの間に譲渡した場合に限る。

◆リフォーム減税の導入

- ・ 一定の条件の下で、三世同居に対応した住宅リフォーム（調理室、浴室、トイレ、玄関のいずれか）に関し、工事費の 10%の金額を 25 万円を限度に税額控除を行う。
- ・ 借入を行っての改修の場合は、ローン残高の一定額の税額控除を行う（最大 12 万 5 千円/年）。
- ・ 上記は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの特定の増改築が対象。

◆スイッチ OTC 薬控除の創設

- ・ 市販薬のうち、処方箋が必要だったものの薬局で売れるようにした「スイッチ OTC 薬」について、健康診断等を行っている一定の個人が購入した場合には、購入額が 1 万 2 千円を超えるときは、その超える部分の金額（8 万 8 千円が限度）について、所得控除を受けることができる。
- ・ 上記は平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までのものに限り、本制度の適用を受ける場合には現行の医療費控除の適用を受けることはできない。

◆通勤手当の非課税限度額の引き上げ

- ・ 通勤手当の非課税限度額を月額 15 万円（現行 10 万円）に引き上げる。
- ・ 上記は平成 28 年 1 月 1 日以後に受けるべき通勤手当に適用される。

◆上場株式の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象に国外転出時に生じたものを加える

- ・ 国外転出時課税制度により生じた上場株式等の譲渡損失についても、他の上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象にすることができる。
- ・ 本規定は、帰国時に国外転出時課税の適用の取り消しにより譲渡損失がなかったものとする場合には、修正申告が必要となる。



◆少額減価償却資産の損金算入の特例の延長 

- ・ 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例については、当初平成 28 年 3 月 31 日までに間に事業の用に供したものとされていたが、適用期限を 2 年延長する。

◆居住用財産の買換え、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限の延長 

- ・ 一定の居住用家屋等を買換えた場合の損益通算・繰越控除については、当初平成 27 年 12 月 31 日までに限られていたが、適用期限を 2 年延長する。


2、資産課税（相続税・贈与税・固定資産税）

◆農地保有に係る課税の強化・軽減（固定資産税・都市計画税）  


- ・ 農地中間管理機構との協議の勧告を受けた遊休農地に係る固定資産税について、農地の評価上行っている減額（現行：正常売買価格×0.55）を行わないこととする等の評価方法の変更を平成 29 年度から実施するため、所要の措置を講ずる。
- ・ 所有する全ての農地（10a 未満の自作地を除く。）を農地中間管理事業に貸し付けた場合、その貸付期間に応じ以下の期間にわたり、2 年間に限り、固定資産税及び都市計画税の課税標準を価格の 2 分の 1 に軽減する。
貸付期間が 10 年以上・・・最初の 3 年間
貸付期間が 15 年以上・・・最初の 5 年間

◆農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度についての見直し  

- ・ 贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例について、農地中間管理事業のために貸し付ける場合には、受贈者の納税猶予の適用期間要件（現行 10 年以上・65 歳未満の場合は 20 年以上）は適用しない。（平成 28 年 4 月 1 日以後の貸付について適用）
- ・ 贈与税の納税猶予の適用を受けることが出来る者を認定農業者等に限定することとする。（平成 28 年 4 月 1 日以後の贈与について適用）
- ・ 特例適用農地等に区分地上権が設定された場合においても、農業相続人等がその農地等の耕作を継続しているときは、納税猶予の期限は確定しないこととする。（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定について適用）

◆結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充 

- ・ 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、その対象となる不妊治療に要する費用には薬局に支払われるものが含まれること等を明確化する。

◆中小企業の生産性向上設備固定資産税の軽減措置 

- ・ 中小企業等が、中小企業の生産性向上に関する法律（仮称）の施行の日から平成 31 年 3 月 31 日までの間において、同法に規定する認定生産性向上計画（仮称）に記載された生産性向上設備（仮称）のうち一定の機械及び装置の取得をした場合には、当該機械及び装置に係る固定資産税について、課税標準を最初の 3 年間価格の 2 分の 1 とする。

◆住宅に係る固定資産税の減額措置 

- ・ 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を 2 年延長する。
- ・ 耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を 2 年 3 ヶ月延長する。
- ・ バリアフリー改修、省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、それぞれ一定の見直しを行った上、適用期限を 2 年延長する。

◆贈与税の配偶者控除 添付書類変更

- ・ 贈与税の配偶者控除について、その適用を受けるための申告書に添付すべき登記事項証明書、居住用不動産を取得したことを証する書類に変更する。（平成 28 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用）

3、法人課税（法人税）

◆法人税の税率 

- ・ 法人税の税率を現行の 23.9%から平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について 23.4%に、平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について 23.2%とする。

現行		改正案		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度以降
法人税の税率	23.9%	23.4%	23.4%	23.2%
法人実効税率	32.11%	29.97%	29.97%	29.74%



◆減価償却制度の見直し 

- ・ 平成 28 年 4 月 1 日以降に取得する建物附属設備及び構築物等の償却方法について、定率法を廃止し、つぎのとおり変更する。

資産の区分	償却方法	
	現行	改正案
建物附属設備及び構築物 （鉱業用のこれらの資産を除く。）	定額法又は定率法	定額法
鉱業用減価償却資産 （建物、建物附属設備及び構築物に限る。）	定額法、定率法 又は生産高比例法	定額法又は 生産高比例法


◆生産性向上設備投資促進税制の適用期限による廃止 

- 生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（生産性向上設備投資促進税制）は、平成29年3月の適用期限をもって廃止する。

◆欠損金の繰越控除制度の見直し  

- 欠損金の繰越控除制度について、大法人の控除限度を、次のように段階的な引き下げに見直す。

現行		改正案	
事業年度開始日	控除限度割合	事業年度開始日	控除限度割合
平成27年4月 ～平成29年3月	所得金額の65%	平成27年4月 ～平成28年3月	所得金額の65%
		平成28年4月 ～平成29年3月	所得金額の60%
平成29年4月～	所得金額の50%	平成29年4月 ～平成30年3月	所得金額の55%
		平成30年4月～	所得金額の50%

- 欠損金の繰越期間を「9年」から「10年」とする延長期間の改正について、「平成29年4月以後」から「平成30年4月以後」へ見直す。 

現行		改正案	
事業年度開始日	欠損期の繰越期間	事業年度開始日	欠損金の繰越期間
平成27年4月 ～平成29年3月	9年	平成27年4月 ～平成30年3月	9年
平成29年4月～	10年		平成30年4月～

◆大法人の欠損金の繰戻し還付の不適用 

- 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻し還付の不適用措置の適用期限を2年延長する。

◆交際費等の損金不算入制度 

- 交際費の損金不算入制度について、その適期限を2年延長する。

内容	現行	改正案
損金不算入制度の適用期限 ① 飲食費の50%損金算入 ② 中小法人の定額控除限度額 （年800万円）	平成28年3月31日 までに開始する事業年度	平成30年3月31日 までに開始する事業年度

◆中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例



- 中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合に、1 事業年度 300 万円まで取得価額の全額を損金に算入することが出来る特例の適用期限を平成 30 年 3 月 31 日まで 2 年延長する。
- 特例の対象となる中小企業者等から、常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人を除外する。

◆雇用促進税制の見直し



- 雇用促進税制の対象となる増加雇用の範囲を地域雇用開発促進法の同意雇用開発促進地域内にある事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用に限定するものとし、つぎの見直しを行う。

内容	現行	改正案
増加雇用の判定対象事業所	全事業所	同意雇用開発促進地域内にある事業所
所得拡大促進税制との併用	不可	可（一定の調整計算あり）
適用期限	平成 28 年 3 月 31 日まで	平成 30 年 3 月 31 日まで

◆地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設

- 地方公共団体が地方創生のために進める事業に対して法人が行う寄附金について、現行の損金算入措置に加えて、法人事業税・法人住民税及び法人税の税額控除を導入し、寄附金額の約 6 割の負担を軽減する。
- 地域再生法の改正法の施行日から平成 32 年 3 月 31 日までに支出する寄附金を対象とする。

4、法人課税（地方税）

◆法人事業税の税率の改正



- 資本金が 1 億円超の普通法人の法人事業税の標準税率を次のとおりとし、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。

区分		現行	改正案
		平成 27 年度	平成 28 年度～
付加価値割		0.72%	1.2%
資 本 割		0.3%	0.5%
所 得 割	年 400 万円以下の所得	3.1% (1.6%)	1.9% (0.3%)
	年 400 万円超年 800 万円以下の所得	4.6% (2.3%)	2.7% (0.5%)
	年 800 万円超の所得	6.0% (3.1%)	3.6% (0.7%)

(注1) 所得割税率のカッコ内の率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率であり、制限税率を標準税率の2倍(現行1.2倍)に引き上げる。

(注2) 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得割に係る税率については、軽減税率の適用はない。

◆地方法人特別税の税率の改正と廃止



- 資本金1億円超の普通法人の地方法人特別税の税率を次のとおりとし、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

内容	現行	改正案
	平成27年度	平成28年度
付加価値割額、資本割額、所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	93.5%	414.2%

- 平成29年4月1日以後に開始する事業年度から地方法人特別税は廃止し、法人事業税に還元する。

◆法人住民税法人税割の税率の改正



- 法人住民税法人税割の税率を次のとおりとし、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

内容	現行		改正案	
	標準税率	制限税率	標準税率	制限税率
道府県民税法人税割	3.2%	4.2%	1.0%	2.0%
市町村民税法人税割	9.7%	12.1%	6.0%	8.4%

◆地方法人税の税率の改正



- 地方法人税の税率を10.3%(現行4.4%)に引き上げ、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

◆法人事業税の税率改正に伴う負担変動の軽減措置



- 資本金1億円超の普通法人について、法人事業税の税率改正に伴う負担変動の軽減措置として、下記の区分に従い算出した額を、各事業年度の事業税額から控除する措置を講ずる。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
付加価値額が30億円以下の法人	$(A-B) \times 3/4$	$(A-B) \times 1/2$	$(A-B) \times 1/4$
付加価値額が30億円超40億円未満の法人	$(A-B) \times$ (付加価値額に応じて3/4~0)	$(A-B) \times$ (付加価値額に応じて1/2~0)	$(A-B) \times$ (付加価値額に応じて1/4~0)

(注1) A：改正後の税率に基づく事業税額

B：平成28年3月31日現在の税率に基づく事業税額

(注2) 平成28年度：平成28年4月1日以後開始事業年度から

平成29年3月31日までの間に開始する事業年度

平成29年度：平成29年4月1日以後開始事業年度から

平成30年3月31日までの間に開始する事業年度

平成30年度：平成30年4月1日以後開始事業年度から

平成31年3月31日までの間に開始する事業年度

5、消費税

◆ 消費税の軽減税率制度の導入

- 消費税率10%への引き上げを平成29年4月に実施する。
- 消費税の軽減税率制度を平成29年4月1日から導入する。
- 複数税率制度に対応した仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）を平成33年4月1日から導入する。それまでの間については、現行の請求書等保存方式を基本的に維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる。

◆ 軽減税率制度対象品目及び税率

- 軽減税率の対象となる品目及び税率は、次のとおりとする。

品目	税率
飲食料品（酒類・外食サービスを除く）	8% (国税6.24%、地方税1.76%)
定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞	

※ 書籍・雑誌については、日常生活における意義等を勘案し、引き続き検討する。

◆ 適格請求書等保存方式の導入

- 請求書保存方式における請求書等の保存に代えて、「適格請求書発行事業者」（仮称）から交付を受けた「適格請求書」（仮称）の保存を、仕入税額控除の要件とする。

(注1) 適格請求書発行事業者とは、免税事業者以外の事業者であって、納税地を所轄する税務署長に申請書を提出し、適格請求書を交付することの出来る事業者として登録を受けた事業者をいう。

(注2) 適格請求書とは、適格請求書発行事業者の登録番号、適用税率、消費税額等の一定の事項が記載された請求書、納品書等の書類をいう。

- 適格請求書発行事業者登録制度を創設し、適格請求書発行事業者には、適格請求書の交付義務を課す。
- 適格請求書等保存方式は、平成33年4月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ等について適用する。

◆ 高額資産を取得した場合における消費税の中小事業者に対する特例措置の適用関係の見直し

- ・ 事業者が、簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に国内における高額資産の仕入等を行った場合、一定の期間においては、事業者免税点制度及び簡易課税制度は、適用しない。
 - (注1) 高額資産は、一取引につき、支払対価の額が税抜 1,000 万円以上の棚卸資産または調整対象固定資産とする。
 - (注2) 一定の期間とは、当該高額資産の仕入等の日の属する課税期間から当該課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間をいう。
- ・ 自ら建設等をした資産についても、同様の措置を講ずる。
 - (注1) この場合の期間は、建設等に要した費用の額が税抜 1,000 万円以上となった日の属する課税期間から当該建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する各課税期間とする。
- ・ この改正は、平成 28 年 4 月 1 日以後に高額資産の仕入等を行った場合に適用する。

6、車体課税の見直し

◆ 自動車取得税の廃止 

- ・ 自動車取得税は平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

◆ 環境性能割（仮称）を新設 

- ・ 平成 29 年 4 月 1 日以後に取得する自動車等について環境性能割を導入する。
- ・ 電気自動車やプラグインハイブリッド自動車などは非課税とする。
- ・ その他燃料基準や排出ガス規制への適合区分により 1%から 3%の税金を課する。

◆ グリーン化特例の区分見直し及び適用期限の延長  

- ・ グリーン化特例（自動車税及び軽自動車税において講じている燃費性能などが優れた自動車の税率を軽減し、一定年数経過した自動車の税率を重くする特例措置）の適用期限を1年間延長する。
- ・ 平成 28 年度に新車登録された自動車は当該登録の翌年度に特例措置を講じる。
- ・ 電気自動車やプラグインハイブリッド自動車などは税率を概ね 75%軽減する。
- ・ 平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物などの排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 20%以上燃費性能が良いものは、税率を概ね 50%軽減する。

7、国際課税

◆日本・台湾間の租税の取り決めに関する国内法の整備

- 日本と台湾の間で、二重課税を防止する等、租税条約に相当する枠組みが構築され、その内容と国内法が整備される。

◆移転価格税制に係る文書化

- 多国籍企業による税源侵食・利益移転に対処するため、「BEP Sプロジェクト」の行動計画に対応して示された勧告を踏まえ、つぎの文書の提出・保存が義務付けられる。

文書名	提出・作成義務者	内 容	提出義務の免除規定	提出・作成期限	提出・保存方法	適用時期
国別報告事項	多国籍企業グループの最終親事業体である内国法人	多国籍企業グループが事業を行う国ごとの収入金額、税引前当期利益額、納税額等	直前事業年度の連結総収入金額が1,000億円未満の多国籍企業グループ	最終親事業体の会計年度終了の日の翌日から1年を経過する日まで	e-Tax により税務署長に提出	平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する最終親事業体の会計年度から
マスターファイル	多国籍企業グループの構成事業体である内国法人等	多国籍企業グループの組織構造・事業の概要、財務状況その他				
ローカルファイル	国外関連取引を行った法人	国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類	一の国外関連者との取引が①50億円未満かつ②無形資産取引金額が3億円未満	確定申告書の提出期限	7年間保存（提出なし）	平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度

8、納税環境整備

◆クレジットカード納付制度の創設

- ・ 国税の納付手続について、インターネットを利用してクレジットカードによる納付を可能とする制度を創設する。
- ・ その納付受託者（クレジットカード会社）が国税の納付をしようとする者の委託を受けた日に国税の納付があったものとみなして、延滞税、利子税等に関する規定を適用する。
- ・ 上記の改正は、平成 29 年 1 月 4 日以後に国税の納付を委託する場合について適用する。

◆加算税制度の見直し

- ・ 更正予知する前にされた修正申告に基づく過少申告加算税の割合（現行：0%）については 5%（期限内申告税額と 50 万円のいずれか多い額を超える部分は 10%）とし、期限後申告又は修正申告に基づく無申告加算税の割合（現行：5%）については 10%（納付すべき税額が 50 万円を超える部分は 15%）とする。

（注 1）更正予知：調査を行う旨、調査対象税目及び調査対象期間の通知以後、かつ、その調査があることにより更正または決定があるべきことを予知することをいう。

（注 2）次の修正申告等については上記加算税の対象としない。

- ① 調査対象を区分する場合において、調査対象とならない部分に係る修正申告
- ② 他の税目における更正の請求に基づく減額更正に伴い、調査対象税目において必要となる修正申告等
- ③ 相続税または贈与税について、遺産分割が確定するなどして任意に行う修正申告等

（注 3）源泉所得税の不納付加算税については、上記の見直しの対象としない。

- ・ 期限後申告等があった場合において、過去 5 年の間に、その期限後申告等にかかる税目について無申告加算税（更正予知によるものに限る。）又は重加算税を課されたことがあるときは、その期限後申告等に基づき課する無申告加算税の割合（15%、20%）又は重加算税の割合（35%、40%）について、それぞれの割合に 10%を加算する措置を講ずる。

（注）期限後申告等：期限後申告若しくは修正申告（更正予知によるものに限る。）又は更正若しくは決定等をいう。

- ・ この改正は、平成 29 年 1 月 1 日以後に法定申告期限が到来する国税について適用する。

◆マイナンバー記載の対象書類の見直し

- ・ 提出者等の個人番号（マイナンバー）を記載しなければならないこととされている税務関係書類（申告書及び調書等を除く。）のうち、次の書類について、提出者等の個人番号の記載を要しないこととする。

- ① 申告等の主な手続きと併せて提出するもの、又は、申告等の後に関連して提出すると考えられる書類

（例：所得税の青色申告承認申請書、消費税簡易課税制度選択届出書、納税の猶予申請書）

② 税務署長等には提出しない書類で、提出者等の個人番号の記載を要しないこととした場合であっても所得把握の適正化・効率化を損なわないと考えられる書類

(例：非課税貯蓄申込書、財産形成非課税住宅貯蓄申込書、非課税口座廃止届出書)

(注1) 上記①の改正は、平成29年1月1日以後に提出すべき書類について適用する。

上記②の改正は、平成28年4月1日以後に提出すべき書類について適用する。

- ・ 給与、公的年金等又は退職手当等の支払者に対して次に掲げる申告書の提出をする場合において、その支払者が、提出者の個人番号及びその申告書に記載すべき控除対象配偶者又は扶養親族等の個人番号その他の事項を記載した帳簿を備えているときは、その申告書に個人番号の記載を要しないものとする。
 - ① 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
 - ② 従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書
 - ③ 退職所得の受給に関する申告書
 - ④ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

◆国税関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し

- ・ 国税関係書類(契約書・領収書等の重要書類に限る。)の受領等をする者がスキャナで読み取りを行う場合には、次に掲げる事項をスキャナ保存に係る承認の要件とする。
 - ① 国税関係書類の受領等後、その受領等をする者がその国税関係書類に署名を行ったうえで、特に速やか(3日以内)にタイムスタンプを付すこととする。
 - ② 記録する国税関係書類が日本工業規格A4以下の大きさである場合には、国税関係書類の大きさに関する情報の保存を要しないこととする。
 - ③ 適正事務処理要件のうち、相互けん制要件及び定期検査要件について、次のとおりとする。
 - イ 相互けん制要件について、国税関係書類の受領等をする者以外の者が記録事項の確認を行うこととすることで足りることとする。
 - ロ 定期検査要件について、定期検査を了するまで必要とされる国税関係書類の原本保存を本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものにおいて行うものとする。
 - ④ 小規模事業者である場合にあっては、③ロの定期検査要件について、税務代理人による検査とすることにより、上記③イの相互けん制要件を不要とすることができる。
- ・ その他
 - ① スキャナについて、原稿台と一体となったものに限定する要件を廃止する。
 - ② スキャナに係る階調の要件について、デジタルカメラ、スマートフォン等の機器に対応した取り扱いを行うこととする。
- ・ 上記改正は、平成28年9月30日以後に行う承認申請について適用する。

◆事業を譲り受けた者の第二次納税義務について、次の見直しを行う。

- 第二次納税義務の対象となる者の範囲を納税者と生計を一にする親族等又は特定支配関係同族会社に限ることとする。
- 事業の譲受人が同一とみられる場所において事業を営んでいるとの要件を廃止する。
- 第二次納税義務の責任について、譲受財産の価額を限度とする。

(注1) 上記の「特定支配関係同族会社」とは、1株主グループの所有株式数が会社の発行済株式の50%を超える場合等におけるその会社をいう。

(注2) 上記の改正は、平成29年1月1日以後に滞納となった国税(同日前に事業を譲り受けた場合における、その事業に係るものを除く。)について適用する。

編集

TOMA税理士法人
TOMAコンサルタンツグループ株式会社

<http://toma.co.jp>

〒100-0005

東京都千代田区丸の内 1-8-3 丸の内トラストタワー本館 3階

TEL : 03-6266-2531 E-Mail toma@toma.co.jp

税理士29名・国税局OB税理士8名・税理士試験科目合格者36名・公認会計士6名・公認会計士試験合格者4名・社会保険労務士12名・中小企業診断士4名・司法書士3名・行政書士7名・不動産鑑定士1名・M&Aシニアエキスパート3名・人事労務コンサルタント10名・経営コンサルタント10名・医療経営コンサルタント10名・ITコンサルタント10名・ファイナンシャルプランナー30名・賃貸不動産経営管理士1名・知的資産経営認定士1名・登録政治資金監査人2名・銀行OB6名ほか 総人数200名

<ビジョン> 日本一多くの100年企業を創り続け 1000年続くコンサルティングファームになります